第十七条第二項の表以外の部分中「第三項」の下に「、第五条」を加え、同表再評価令第四条第三項の項の次に次のように加える。

再評価令第五条の見出し	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
再評価令第五条	厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法
	同法	適用する改正後厚生年金保険法

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十八号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項及び第二項、第十四条の二第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第一条　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和五年度」を「令和六年度」に改め、同条中「令和五年度」を「令和六年度」に、「一・〇〇〇」を「一・〇二七」に改める。

第二条第二項中「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）」を「昭和五十一年改正法」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（扶助料等の年額に係る加算額に加算する額）

第二条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める額は、六千四百円とする。

２　昭和五十一年改正法附則第十四条第一項第二号に規定する政令で定める額は、三千六百円とする。

３　昭和五十一年改正法附則第十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。

４　昭和五十一年改正法附則第十四条第二項に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。

５　昭和五十一年改正法附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、三千二百円とする。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正）

第二条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）の一部を次のように改める。

第二条中「八十一万円」を「八十二万円」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十九号

国家公務員共済組合法施行令及び令和五年度における旧国家公務員等共済組合法による退職年金等の俸給年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三十五条の五、同法第三十六条において準用する同法第十九条及び同法第九十九条の二並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項の規定に基づき、並びに国家公務員共済組合法を実施するため、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第二項第二号を次のように改める。

二　不動産の取得、譲渡又は貸付け（あらかじめ財務大臣の承認を受けたものに限る。）

第九条の四の次に次の一条を加える。

（その他の連合会の余裕金の運用）

第九条の五　連合会の業務上の余裕金（第九条の三第一項及び第二項の規定によるものを除く。次項において同じ。）は、同条第一項第一号イ及びロ、同項第二号から第四号まで並びに同条第二項第二号に掲げる方法により運用するものとする。

２　前項に規定するもののほか、連合会の業務上の余裕金の運用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第十条中「から第八条まで」を「及び第七条」に、「「第一号」を「「第一号」に改め、「、第八条第一項及び第三項中「業務上の余裕金」とあるのは「業務上の余裕金（第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等及び同条第二項に規定する退職等年金給付積立金等を除く。）」と」を削る。